

都市農業振興のための対策の内容

趣旨 都市農業の機能や効果が発揮できるよう、都市農地の保全や都市農業の振興に必要な取組に対して支援

ハード事業

事業名:都市農業振興整備対策
 実施主体:民間団体、市町村
 補助率:定額(1/2以内)

線引き・非線引き都市計画区域※

線引き都市計画区域※

- 簡易な基盤整備
 - ・ 区画整理、深耕、土壌改良材の投入、擁壁の施設等農地の整備及び保全
 - ・ 耕作道等の整備、改修
 - ・ 用排水路の新設、改修、かん水・暗渠排水施設等整備
 - ・ 営農用飲雑用水施設整備



- 簡易な施設整備
 - ・ 農機具等保管施設
 - ・ 6次産業化関連農産物加工施設
 - ・ 農薬飛散防止施設



- 防災設備整備
 - ・ 防災兼用井戸及び水路施設整備



- 市民農園等整備
 - ・ 市民農園
 - ・ 農機具格納施設、給排水施設、休憩施設、トイレ、駐車場等
 - ・ 都市と農村の交流加工体験施設



ソフト事業

事業名:食と地域の交流促進
 集落活性化対策
 実施主体:集落等
 補助率:定額(1地区当たり上限220万円)

地域限定なし

- 人材育成、市民農園の開設支援
 - ・ 援農ボランティアの育成・派遣
 - ・ 市民農園開設希望者への情報提供
 - ・ 都市住民への情報発信(PR)



市民農園等農業体験の機会の増加
 都市住民の農業への理解の醸成

※ 当該区域内において農用区域内は事業の対象外である。